

板橋区まちづくり事業連絡会議要綱

平成20年6月26日 区長決定

平成26年5月15日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、区が定めるまちづくり事業全般において、関係部署が的確なる連携体制を構築し全庁的対応を図ることで、まちづくり事業を円滑かつ適切に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的を達成するため、板橋区まちづくり事業連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議及び検討)

第3条 連絡会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 各種まちづくり事業の内容
- (2) 各種まちづくり事業のスケジュール及び執行体制
- (3) 関係各課における役割分担の確認
- (4) 事業完了後の管理体制
- (5) 課題の抽出及び解決
- (6) その他、連絡会議が目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 連絡会議は、別に定める委員をもって構成する。

2 議長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 議長代理は、土木部長の職にある者をもって充てる。

4 連絡会議の運営にあたり、実務レベルの調整を行う下部組織として担当者会を設置し、その構成員は各委員が指定する係長級の職にある者をもって充てる。

5 連絡会議は、各種まちづくり事業の性質又は内容に沿った分科会を、前項の担当者会の中から適任者を指名し組織する。

6 連絡会議は、必要に応じ関係者を各会の構成員とすることができる。

(会議の開催)

第5条 連絡会議は、原則として1年度に定例会2回を開催する。

2 議長は、必要に応じ臨時会を招集する。

(会の進行)

第6条 連絡会議は、議長が会を進行する。

2 議長に事故ある場合は、議長代理が会を進行する。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項については、都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成26年5月1日から適用する。